

2025年10月吉日

各 位

「ホルムアルデヒドキャッチャー剤の現場混合を伴う商品」の調査結果と取扱いについて

一般社団法人 日本塗料工業会
ホルムアルデヒド自主管理審査委員会事務局

日ごろより、当工業会のホルムアルデヒド自主管理活動にご理解とご協力を頂き、誠にありがとうございます。

さて、首題の件に関する調査にご協力頂きありがとうございました。202社の登録商品5,034商品に対する調査の結果、4社28商品の該当商品が登録されていることが判明いたしました。

先の審査委員会に状況を報告、取扱いを協議し、自主管理要領の一部改訂を行い、今後は該当商品の登録は不可とするとともに、既に登録された該当商品については継続登録を希望する場合は、登録会社が責任を持って出荷時に品質確認が出来るように既混合化する等の変更・改良の上、今年度中の審査委員会である2026年2月の審査委員会までに届出を求めることといたしました。

届出がない場合、該当商品は2026年3月末にて登録廃止とさせていただきます。

今後も、自主管理要領に記載の通り、登録申請者が責任を持って登録商品の品質の維持・管理を行うことが前提なる制度であることに変更はありません。登録会社にて自主的に品質の確認を行って頂き、継続して登録が可能か適切にご判断を頂けますと幸いです。

お手数をおかけしますが、ご理解頂き、今後とも登録商品の品質管理等を含めご協力を頂きますようお願いいたします。

以上